

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

「ふるさと納税」

ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄附ができる制度。収入などで決まる限度内なら、寄附額から原則2,000円を引いた額が所得税・住民税から控除されるうえ、寄附のお礼の品を送る自治体もあります。集まった寄附金は、自然保護や文化財の保全、子育て支援といったまちづくりなどに活用され、災害時の被災地支援にも役立てられています。

各地の名産を楽しめるのも、ふるさと納税の魅力のひとつ。多くの自治体では、ふるさと納税への感謝の気持ちとして、地元の名産品などを「お礼の品」として用意し、寄附してくれた方に届けています。肉や魚介類、お米などの食材や工芸品をはじめ、宿泊券や優待券などの現地体験ができるものもあり、自治体にとっては地域の産業や企業をアピールする貴重な機会にもなっています。

ふるさと納税を行なって確定申告をした場合、寄附したお金の一部が、その年の所得税と翌年度の住民税から差し引かれて戻ってきます。所得税控除額、個人住民税控除額ともに、2,000円を超える部分が対象となり、例えば4万円の寄附をした場合、年収によっては合計3万8千円の税金が控除されます。つまり、原則2,000円の負担で地域の活性化に貢献できるのです。

- * 寄附金は現在お支払いいただいている住民税の約2割が控除の上限の目安となります。寄附した金額のすべてが控除されるわけではありません。
- * 寄附をする人の収入や家族構成などに応じて還付・控除額は変わりますのでご注意ください。
- * 課税所得に応じて自己負担金は2,000円以上になる場合があります。
- * 控除を受けるには、確定申告または寄附するごとに特例申請書を提出する必要があります。